

練馬区中村橋区民センターにおける自動販売機の設置による販売に関する契約書

練馬区(以下「甲」という。)と____(以下「乙」という。)とは、乙が甲の行政財産の使用許可に基づき設置する自動販売機(以下「自販機」という。)による販売に関し、次のとおり契約を締結する。なお、この契約書に定めのない事項については別紙「練馬区行政財産使用許可書」(以下「使用許可書」という。)によるものとする。

なお、使用許可書と内容に矛盾・抵触が生じた場合には、本契約書で定めた内容が優先するものとする。

(総則)

第1条 甲および乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(自販機の設置場所等)

第2条 自販機の設置場所、売上に応じて乙が甲に納める手数料(以下「自動販売機納付金」という。)の率(以下「自動販売機納付金率」という。)、使用面積に応じて乙が甲に納める行政財産使用料、設置する自販機の機能、販売品目、販売価格および業務対応等は、別添「提案書」、「自動販売機設置事業者募集要項」および「個別要項」のとおりとする。

(用途の指定)

第3条 乙は、自動販売機の設置場所の用途(以下「指定用途」という。)に自ら使用し、その他の用途には使用しないものとする。

2 乙は、指定用途に使用するに当たっては、甲が示す「自動販売機設置事業者募集要項」および「個別要項」を遵守しなければならない。

(契約期間)

第4条 契約期間は、使用許可書に定める許可期間と同様とする。

(契約の更新)

第5条 前条に定める期間の満了時において、行政財産使用許可および本契約の更新は行わないものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、免除する。

(自販機の設置および撤去費用の負担等)

第7条 自販機の設置および撤去に要する工事費、移転費等一切の費用については、乙の負担とする。

(電気料金の算定方法)

第8条 乙が設置した自動販売機の電気料金の計算方法は、次の計算方式を用いて月額料金を算出する。

自動販売機の月額電気料金	=	子メーターの直結する親メーターによって計算される月額電気料金	×	$\frac{\text{子メーターの表示する月間消費電力量}}{\text{子メーターの直結する親メーターの表示する月間消費電力量}}$
--------------	---	--------------------------------	---	---

(自動販売機納付金等)

第9条 自動販売機納付金は、各自販機の売上実績額(税込)に第2条に規定する自動販売機納付金率をそれぞれ乗じて得た額に消費税を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 乙は、各自販機に係る各月ごとの売上数、売上実績額および自動販売機納付金を、当該月の翌月15日までに書面により甲に報告するものとする。

3 乙は、自動販売機納付金を、3か月ごとに甲の発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに納めなければならない。

(維持管理責任等)

第10条 商品の補充および金銭管理等自販機の維持管理については、すべて乙が行うものとする。

2 乙は、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫および補充管理を適切に行わなければならない。

3 乙は、乙が設置した使用済容器の回収ボックス内にある使用済容器を乙の責任で適切に回収し、およびリサイクルしなければならない。

4 乙は、食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受け、許可書の写しを甲に提出しなければならない。また、関係法令等を遵守するとともに乙の従業員に対しその徹底を図り、衛生管理に万全を期し、関係機関等への届出および検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行わなければならない。

5 乙は、自販機の設置に当たって、据付面を十分に確認した上で安全に設置しなければならない。

6 自販機の故障、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において対応しなければならない。

(自販機設置の中止)

第11条 乙は、正当な理由がない限り、設置期間中は自販機の設置を中止することができない。

2 甲乙協議の上、やむを得ず中止する場合は、乙は2ヶ月前までに書面により甲に申し出て、行政財産使用許可を取り下げなければならない。

3 前項の規定により行政財産使用許可を取り下げた場合においても、練馬区行政財産使用料条例の規定により納付済の行政財産使用料は返還しない。

(自販機の盗難および破損)

第 12 条 甲は、甲の責めによることが明らかな場合を除き、当該自販機の盗難および破損に関しては、一切の責任を負わない。

2 乙は、自販機が毀損、汚損または紛失したときは、速やかに復旧をしなければならない。

3 甲は、自販機の毀損、汚損または紛失を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。

4 第 2 項の復旧に要する経費は、乙が負担するものとする。

(損害の補償)

第 13 条 自販機の設置および販売に関し、第三者に生じた損害については、すべて乙が補償するものとする。ただし、当該事故が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が補償する。

(売上調査)

第 14 条 甲は、必要に応じて、自販機に係る売上本数および売上高について、調査を実施することができる。乙はこれに協力しなければならない。

(自販機の交換・修理)

第 15 条 乙が、自販機の点検、修理、または交換を実施する場合は、あらかじめその旨を甲に申し出た上で、甲の承諾を受けなければならない。

(契約解除および原状回復)

第 16 条 甲は、乙がこの契約に違反したとき、または行政財産使用許可を取り消されたときは、この契約を解除することができるものとする。

2 乙は前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求できない。また、甲が指定する期日までに自販機を撤去しなければならない。

3 乙は、自販機を撤去したときは、乙の責任と負担において原状回復を行い、甲の確認を受けるものとする。

(管轄裁判所)

第 17 条 この契約に関する一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、東京地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目 1 2 番 1 号

練馬区

練馬区長 前川 燿男

乙 住所
氏名

印